

横須賀市報

第1874号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

規 則	
◇市営住宅条例施行規則中一部改正	15215
告 示	
◇指定居宅サービス事業者の指定について	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の指定について	〃
◇指定居宅介護支援事業者の指定について	15216
◇指定介護予防サービス事業者の指定について	〃
◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について	〃
◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について	15217
◇指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止について	〃
◇除却広告物等の保管について	15218
◇放置自転車等の移動について	〃
◇地籍調査の実施について	13219
◇道路区域変更について	〃
◇道路の供用開始について	13220
公 告	
◇配当計算書の公示送達	〃
◇介護保険料納入通知書の公示送達	〃
◇介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達	〃
◇介護保険料の督促状の公示送達	〃
◇住民票の職権消除について	〃
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達	〃
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達	13221
◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達	〃
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達	〃
◇新型コロナウイルス感染症の予防接種について中一部改正	〃
◇横須賀港湾湾計画の変更の概要について	〃
◇農用地利用集積計画について	〃

上下水道局告示

- ◇指定給水装置工事事業者の指定について..... 15223
- ◇指定給水装置工事事業者の指定の更新について..... 〃
- ◇指定下水道工事店の指定について..... 15224

議 会 規 則

- ◇横須賀市議会傍聴規則中一部改正..... 15225

議 会 規 程

- ◇横須賀市議会議員の請負の状況の公表に関する規程... 〃

正 誤

規 則

横須賀市規則第55号

市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年10月25日

横須賀市長 上地 克明

市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

市営住宅条例施行規則（平成10年横須賀市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 市営住宅に入居しようとする者が、台所を有する居室を除いた居室数が2以下の市営住宅への入居を希望するとき。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第214号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

令和5年10月25日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年 10月1日	Aqua 衣笠	横須賀市小矢部2丁目25番12号小矢部第2 菱田ビル1階	訪問介護	横浜市港北区新横浜二丁目6番地13 新横浜ステーションビル7階 アンダンテミライ株式会社 代表取締役 畠山 大志郎
同	アサヒサンクリーン 在宅介護センター追浜	横須賀市浦郷町4丁目12番地追浜会館共同ビルB棟2階	訪問入浴介護	静岡県静岡市葵区本通十丁目8番地の1 アサヒサンクリーン株式会社 代表取締役 浅井 孝行
同	ネクサスケア横須賀 訪問看護ステーション	横須賀市湘南鷹取2丁目35番5号ネクサスコート湘南鷹取	訪問看護	東京都品川区東品川四丁目12番8号 SOMPOケア株式会社 代表取締役 鷺見 隆 充
同	ネクサスコート湘南 鷹取	横須賀市湘南鷹取2丁目35番5号	特定施設入居者生活介護	東京都品川区東品川四丁目12番8号 SOMPOケア株式会社 代表取締役 鷺見 隆 充

横須賀市告示第215号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規

定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者として指定しました。

令和5年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年10月1日	ゴルファーズ デイ	横須賀市森崎1丁目19番6号	地域密着型通所介護	横須賀市佐原五丁目22番5号 株式会社マエカワケアサービス 代表取締役 前 川 有一朗

横須賀市告示第 216 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定しま

した。

令和5年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年10月1日	ケアリリーフ	横須賀市根岸町4丁目39番21号田中サンライズビル202	居宅介護支援	横須賀市森崎二丁目14番17号 NPO法人ケアリリーフよこすか 理事長 三 浦 功

横須賀市告示第 217 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定介護予防サービス事業者として指定

しました。

令和5年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年10月1日	アサヒサンククリーン 在宅介護センター追浜	横須賀市浦郷町4丁目12番地追浜会館共同ビルB棟2階	介護予防訪問入浴介護	静岡県静岡市葵区本通十丁目8番地の1 アサヒサンククリーン株式会社 代表取締役 浅 井 孝 行
同	ネクサスケア横須賀 訪問看護ステーション	横須賀市湘南鷹取2丁目35番5号ネクサスコート湘南鷹取	介護予防訪問看護	東京都品川区東品川四丁目12番8号 SOMPOケア株式会社 代表取締役 鷺 見 隆 充
同	ネクサスコート湘南鷹取	横須賀市湘南鷹取2丁目35番5号	介護予防特定施設入居者生活介護	東京都品川区東品川四丁目12番8号 SOMPOケア株式会社 代表取締役 鷺 見 隆 充

横須賀市告示第 218 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。

令和5年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年9月30日	ココロ訪問介護ステーション	横須賀市佐原1丁目5番16号	訪問介護	横須賀市佐原五丁目22番5号 株式会社マエカワケアサービス 代表取締役 前 川 有一朗
同	スマイルヘルパーステーション横須賀	横須賀市長坂3丁目9番7号	訪問介護	横須賀市小川町14番地1 株式会社スマイル 代表取締役 久保田 康 雄
同	ネクサスケア横須賀 訪問看護ステーション	横須賀市湘南鷹取2丁目35番5号ネクサスコート湘南鷹取	訪問看護	横浜市西区西平沼町4番1号ヨコハマタワーリングスクエアEAST 株式会社ネクサスケア 代表取締役 鷺 見 隆 充
同	横須賀市立北下浦デイサービスセンター	横須賀市長沢2丁目6番40号	通所介護	横須賀市本町二丁目1番地 社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団 理事長 竹 内 英 樹
同	ネクサスコート湘南鷹取	横須賀市湘南鷹取2丁目35番5号	特定施設入居者生活介護	横浜市西区西平沼町4番1号ヨコハマタワーリングスクエアEAST 株式会社ネクサスケア 代表取締役 鷺 見 隆 充

<p>横須賀市告示第 219 号 介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨</p>		<p>の届出がありました。 令和5年10月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>		
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年9月30日	NPO法人ケアリリーフよこすか	横須賀市森崎2丁目14番17号	居宅介護支援	横須賀市森崎二丁目14番17号 NPO法人ケアリリーフよこすか 理事長 三 浦 功
<p>横須賀市告示第 220 号 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定介護予防サービスの事業を</p>		<p>廃止する旨の届出がありました。 令和5年10月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>		
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年9月30日	ネクサスケア横須賀訪問看護ステーション	横須賀市湘南鷹取2丁目35番5号ネクサスコート湘南鷹取	介護予防訪問看護	横浜市西区西平沼町4番1号ヨコハマタワーリングスクエアEAST 株式会社ネクサスケア 代表取締役 鷺 見 隆 充
同	ネクサスコート湘南鷹取	横須賀市湘南鷹取2丁目35番5号	介護予防特定施設入居者生活介護	横浜市西区西平沼町4番1号ヨコハマタワーリングスクエアEAST 株式会社ネクサスケア 代表取締役 鷺 見 隆 充
<p>横須賀市告示第 221 号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に</p>		<p>掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。 令和5年10月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>		
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年10月1日	Aqua 衣笠	横須賀市小矢部2丁目25番12号小矢部第2菱田ビル1階	居宅介護	横浜市港北区新横浜二丁目6番地13 新横浜ステーションビル7階 アンダンテミライ株式会社 代表取締役 島 山 大志郎
同	Aqua 衣笠	横須賀市小矢部2丁目25番12号小矢部第2菱田ビル1階	重度訪問介護	横浜市港北区新横浜二丁目6番地13 新横浜ステーションビル7階 アンダンテミライ株式会社 代表取締役 島 山 大志郎
同	セラヴィレヴェ横須賀	横須賀市長井3丁目35番6号	短期入所	三浦郡葉山町上山口1431番地の1 スターホーム株式会社 代表取締役 星 武 司
同	きゃんぴいプラス	横須賀市米が浜通1丁目4番地3	就労継続支援B型	横須賀市米が浜通一丁目4番地3-101 ビブリア合同会社 代表社員 小 林 栄 太
同	なごみ	横須賀市米が浜通2丁目16番地	就労継続支援B型	横須賀市舟倉一丁目31番2号 特定非営利活動法人はまゆう 理事長 中 村 玲 子
同	LAKI LAKI	横須賀市衣笠栄町2丁目16番地3	就労継続支援B型	埼玉県戸田市本町四丁目3番11-202号 合同会社SYUSYU 代表社員 栗 本 朱
同	セラヴィレヴェ横須賀	横須賀市長井3丁目35番6号	共同生活援助	三浦郡葉山町上山口1431番地の1 スターホーム株式会社 代表取締役 星 武 司
<p>横須賀市告示第 222 号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法</p>		<p>律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次に</p>		

掲げる者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。

令和5年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所 の所在地並びに代表者名
令和5年 9月30日	なごみ	横須賀市米が浜通2丁目 16番地	就労継続支援B型	横須賀市汐入町二丁目40番地1青柳ビル2階 特定非営利活動法人グループ夢喰虫 理事長 諸 星 勝 彦
同	横須賀市立福祉援護センター 第1かがみ田苑	横須賀市野比5丁目5番5号	就労継続支援B型	横須賀市本町二丁目1番地 社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団 理事長 竹 内 英 樹
同	横須賀市立福祉援護センターかがみ田苑 就労定着支援事業所	横須賀市野比5丁目5番5号	就労定着支援	横須賀市本町二丁目1番地 社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団 理事長 竹 内 英 樹
同	ハーモニー	横須賀市吉井2丁目7番14号	共同生活援助	横須賀市馬堀町二丁目17番33号 社会福祉法人海風会 理事長 高 井 一 雄

横須賀市告示第223号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和5年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置された場所	除却年月日	保管期間
はり札等	2	岩戸4丁目及び林5丁目地内	令和5年9月1日から同月29日まで	告示の日の翌日から起算して2週間
立看板等	1	小矢部1丁目地内		

- 2 保管場所
横須賀市武3丁目22番1号
- 3 返還を受ける方法
(1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
(2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第224号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和5年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和5年9月1日から同月29日まで	台 65	台 3	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	6	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	36	1	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	9	3	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地

同	4	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	新大津駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	13	2	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	36	4	浦郷町3丁目、船越町7丁目、西逸見町1丁目、東逸見町3丁目、小川町、三春町2丁目・3丁目・6丁目、富士見町1丁目、上町1丁目・2丁目、衣笠栄町1丁目・4丁目、平作1丁目、小矢部3丁目、森崎2丁目、根岸町4丁目、浦賀3丁目、西浦賀6丁目、長瀬1丁目、舟倉2丁目、佐原3丁目、野比2丁目・3丁目・5丁目、津久井1丁目及びび林4丁目地内の道路	同
同	0	1	追浜駅第1自転車等駐車場	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	1	0	衣笠駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	0	北久里浜駅第2自転車等駐車場	同
同	1	0	北久里浜駅第3自転車等駐車場	同
同	1	0	京急大津駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	Y R P 野比駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1台につき2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1台につき5,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市建設部土木計画課
- ~~~~~
- 横須賀市告示第225号
国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に

より、国土調査として指定されたため、次のとおり地籍調査を実施します。

令和5年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 国土調査として指定された年月日
令和5年10月10日
- 2 調査を実施する者の名称
横須賀市
- 3 調査地域
船越町1丁目、港が丘2丁目、田浦港町及び田浦町6丁目の各一部
- 4 調査期間
令和5年10月25日から令和6年3月29日まで

~~~~~

横須賀市告示第226号

道路区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和5年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路線名   | 旧新別 | 区 間                           | 敷地の幅員           | 延 長          |
|-------|-----|-------------------------------|-----------------|--------------|
| 4,513 | 旧   | 秋谷1丁目19番地先から<br>秋谷1丁目6番の9地先まで | メートル<br>2.2～2.7 | メートル<br>35.5 |
|       | 新   | 秋谷1丁目19番地先から<br>秋谷1丁目6番の1地先まで | 2.4～4.4         | 35.5         |
| 4,517 | 旧   | 秋谷1丁目19番地先から<br>秋谷1丁目6番の1地先まで | 1.9             | 9.5          |

|   |                               |     |     |
|---|-------------------------------|-----|-----|
| 新 | 秋谷1丁目19番地先から<br>秋谷1丁目6番の1地先まで | 1.9 | 7.6 |
|---|-------------------------------|-----|-----|

横須賀市告示第 227 号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年10月25日から次のように道路の供用を開始します。その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和 5 年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路線名   | 起 終 点                                |
|-------|--------------------------------------|
| 4,513 | 秋谷1丁目19番地先から<br>秋谷1丁目6番の1地先まで        |
| 4,517 | 秋谷1丁目19番地先から<br>秋谷1丁目6番の1地先まで        |
| 5,492 | 浦上台2丁目27番の21地先から<br>浦上台2丁目27番の23地先まで |

公 告

横須賀市公告第 204 号 (令和 5 年10月13日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 5 年10月13日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 205 号 (令和 5 年10月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 5 年10月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目        | 備 考                                 |
|---------|------------|-------------------------------------|
| 令和 5 年度 | 介護保険料納入通知書 | 8 月分及び 9 月分の納期限は、令和 5 年10月31日に変更する。 |

(別紙略)

横須賀市公告第 206 号 (令和 5 年10月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 5 年10月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目                   | 発付年月日         |
|---------|-----------------------|---------------|
| 令和 5 年度 | 介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書 | 令和 5 年 6 月15日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 207 号 (令和 5 年10月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 5 年10月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別       | 月 別   | 発付年月日         |
|---------|-----------|-------|---------------|
| 令和 5 年度 | 介 護 保 険 料 | 6 月 分 | 令和 5 年 8 月30日 |
|         |           | 7 月 分 |               |

(別紙略)

横須賀市公告第 208 号 (令和 5 年10月13日 掲 示 済)

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第 292 号）第12条第 4 項後段の規定により公告します。

令和 5 年10月13日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 209 号 (令和 5 年10月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 5 年10月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目          | 備 考                                                                                       |
|---------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 5 年度 | 国民健康保険料決定通知書 | 6 月分から 9 月分までの納期限は、令和 5 年10月31日、同年11月30日、令和 6 年 1 月 4 日、同月31日、同年 2 月29日及び同年 4 月 1 日に変更する。 |

(別紙略)

横須賀市公告第 210 号 (令和 5 年10月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 5 年10月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目              | 備 考 |
|---------|------------------|-----|
| 令和 4 年度 | 国民健康保険料<br>変更通知書 | 減額分 |
| 令和 5 年度 |                  | 減額分 |

(別紙略)

横須賀市公告第 211 号 (令和5年10月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年10月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別     | 月 別   | 発付年月日     |
|-------|---------|-------|-----------|
| 令和5年度 | 国民健康保険料 | 6 月 分 | 令和5年7月28日 |
|       |         | 7 月 分 | 令和5年8月30日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 212 号 (令和5年10月13日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年10月13日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 213 号 (令和5年10月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年10月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別        | 月 別   | 発付年月日     |
|-------|------------|-------|-----------|
| 令和5年度 | 後期高齢者医療保険料 | 7 月 分 | 令和5年8月30日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 214 号

新型コロナウイルス感染症の予防接種について（令和5年横須賀市公告第78号）の一部を次のように変更します。

令和5年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

第4項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 初回接種

次のアからエまでに掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれアからエまでに定める者である予防接種の対象者（令和5年秋開始接種を受けた者を除く。）に対して接種する。

ア コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクトシジナメランを含むものに限り。） 1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者

イ コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを

除く。）であって、ラクトシジナメランを含むものに限り。） 12歳以上の者

ウ 組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限り。） 12歳以上の者

エ コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、ラクトシジナメランを含むものに限り。） 1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(2) 令和5年秋開始接種

次のアからオまでに掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれアからオまでに定める者である予防接種の対象者に対して接種する。

ア コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、アンデュソメランを含むものに限り。） 6歳以上の者

イ コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクトシジナメランを含むものに限り。） 5歳以上12歳未満の者

ウ コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、ラクトシジナメランを含むものに限り。） 12歳以上の者

エ 組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限り。） 12歳以上の者

オ コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、ラクトシジナメランを含むものに限り。） 生後6月以上5歳未満の者  
同項第3号及び第4号を削る。

横須賀市公告第 215 号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、横須賀港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告します。

令和5年10月25日

横須賀港港湾管理者 横須賀市

代表者 横須賀市長 上 地 克 明

1 港湾計画の変更の概要

平成17年横須賀市公告第87号によりその概要を公告した横須賀港港湾計画について変更した事項は、次のとおりです。

(1) 水域施設計画

泊地

| 地 区 名 | 水深（メートル） | 面積（ヘクタール） |
|-------|----------|-----------|
| 本港地区  | 11.0     | 2         |

2 港湾計画の縦覧場所

横須賀市小川町11番地

横須賀市港湾部港湾整備課

横須賀市公告第 216 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和5年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

|                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>横須賀市長井1丁目1536番及び1537番</p> <p>2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名<br/>横須賀市長井1丁目12番8号2F<br/>株式会社ファゼーロファーム<br/>代表取締役 宮 城 泰 雄</p> <p>3 利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市長井2丁目8番11号<br/>山 崎 充 代</p>                                            | <p>記の8</p> <p>1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在<br/>横須賀市津久井5丁目2348番及び2403番</p> <p>2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名<br/>横須賀市津久井5丁目21番23号<br/>原 田 隆 道</p> <p>3 利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市津久井5丁目21番16号<br/>原 田 レツ子</p>                    |
| <p>記の2</p> <p>1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在<br/>横須賀市長井1丁目57番</p> <p>2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名<br/>横須賀市長井1丁目10番34号<br/>原 田 幸 久</p> <p>3 利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市長井1丁目29番7号<br/>原 田 ハナ子<br/>茨城県つくば市並木3丁目23番地30<br/>原 田 久美子<br/>原 田 洋 之</p> | <p>記の9</p> <p>1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在<br/>横須賀市津久井4丁目1339番1</p> <p>2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名<br/>横須賀市津久井1丁目16番5号<br/>長谷川 徹</p> <p>3 利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市津久井2丁目16番4号<br/>大 澤 敬 一</p>                              |
| <p>記の3</p> <p>1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在<br/>横須賀市長井3丁目313番1</p> <p>2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名<br/>三浦市初声町三戸2590番地<br/>山 崎 一 男</p> <p>3 利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市長坂3丁目7番25号<br/>佐 藤 麗 子</p>                                               | <p>記の10</p> <p>1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在<br/>横須賀市長沢6丁目2809番1及び2811番</p> <p>2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名<br/>横須賀市長沢6丁目30番12号<br/>仲 野 晶 子</p> <p>3 利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市長沢6丁目26番1号<br/>山 田 勝 治</p>                      |
| <p>記の4</p> <p>1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在<br/>横須賀市長井1丁目902番</p> <p>2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名<br/>三浦市三崎町小網代573番地<br/>山 崎 和 善</p> <p>3 利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市長坂3丁目7番25号<br/>佐 藤 麗 子</p>                                                | <p>記の11</p> <p>1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在<br/>横須賀市佐島3丁目1187番1</p> <p>2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名<br/>横須賀市津久井1丁目16番5号<br/>長谷川 徹</p> <p>3 利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市長沢1丁目8番18号<br/>堀 越 眞 弓<br/>堀 越 正 明</p>                   |
| <p>記の5</p> <p>1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在<br/>横須賀市長井1丁目1615番1及び1615番2</p> <p>2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名<br/>横須賀市長井1丁目9番1号<br/>嘉 山 信 夫</p> <p>3 利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市長井1丁目4番15号<br/>原 田 幸 子</p>                                       | <p>記の12</p> <p>1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在<br/>横須賀市須軽谷字馬込原77番1</p> <p>2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名<br/>横須賀市津久井5丁目21番10号<br/>志 村 達 也</p> <p>3 利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市須軽谷71番地<br/>小 林 カノ子</p>                               |
| <p>記の6</p> <p>1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在<br/>横須賀市長井2丁目2508番1、2508番2、2508番3及び<br/>2508番4</p> <p>2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名<br/>横須賀市長井2丁目7番17号<br/>三 富 和 浩</p> <p>3 利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市長井2丁目7番18号<br/>小 藤 田 隆</p>                   | <p>記の13</p> <p>1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在<br/>横須賀市芦名1丁目431番及び432番</p> <p>2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名<br/>横須賀市秋谷2丁目1110番地<br/>株式会社平凡野菜<br/>代表取締役 藤 原 信 良</p> <p>3 利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市芦名1丁目9番1号<br/>高 橋 玲 子</p> |
| <p>記の7</p> <p>1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在<br/>横須賀市長沢5丁目4595番1</p> <p>2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名<br/>横須賀市長沢6丁目30番12号<br/>仲 野 晶 子</p> <p>3 利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市長沢5丁目4番41号<br/>斉 藤 ツ ル</p>                                             | <p>記の14</p> <p>1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在<br/>横須賀市長沢5丁目4573番3、4573番4、4582番1及び<br/>4595番5</p> <p>2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名<br/>横須賀市長沢6丁目30番12号<br/>仲 野 晶 子</p> <p>3 利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市野比1丁目36番10号<br/>柳 井 浩 子</p> |



# 上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第40号  
横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）

第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和5年10月25日  
横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名 | 代表者名   | 所在地                    | 指定年月日     | 有効期限       |
|------|------------|--------|------------------------|-----------|------------|
| 641  | 株式会社総栄     | 上原 総 栄 | 茅ヶ崎市堤1628番地            | 令和5年10月2日 | 令和10年10月1日 |
| 642  | ショウエイ設備工業  | 松原 英 生 | 横須賀市金谷2丁目12番1-406号     | 令和5年10月4日 | 令和10年10月3日 |
| 643  | 株式会社アークス   | 森田 隆 史 | 大和市大和東二丁目7番30号島田ビル2階B号 | 令和5年10月4日 | 令和10年10月3日 |

横須賀市上下水道局告示第41号  
水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者の指定を更新

しました。  
令和5年10月25日  
横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名      | 代表者名   | 所在地                         | 更新された指定の有効期間            |
|------|-----------------|--------|-----------------------------|-------------------------|
| 304  | 株式会社サクラ設備       | 村崎 正 二 | 横浜市泉区和泉町18番1号               | 令和5年9月30日から令和10年9月29日まで |
| 310  | 株式会社MK設備設計      | 小森 秀 也 | 横浜市戸塚区川上町87番地1ウエストン1ビル6階    | 同                       |
| 313  | 株式会社ファミリー電気商会   | 高橋 繁 一 | 横須賀市森崎一丁目10番4号              | 同                       |
| 314  | オカモト総合設備株式会社    | 岡本 貴 士 | 横浜市瀬谷区竹村町19番地3              | 同                       |
| 315  | 東京ガスライフバル飯田株式会社 | 杉浦 誠   | 横須賀市三春町三丁目9番地11             | 同                       |
| 318  | 有限会社こじま設備       | 小島 秀 夫 | 横浜市旭区今宿西町373番地8             | 同                       |
| 320  | あすか創建株式会社       | 浅野 嘉 章 | 東京都品川区東品川四丁目1番8号            | 同                       |
| 323  | 有限会社高橋工業所       | 高橋 貞 夫 | 横浜市金沢区能見台通37番17号            | 同                       |
| 326  | 株式会社大興          | 清水 徹   | 横浜市瀬谷区瀬谷四丁目29番地37           | 同                       |
| 327  | 株式会社ミライ工業       | 藤田 正 良 | 茅ヶ崎市赤羽根2165番地2              | 同                       |
| 329  | 東光建設株式会社        | 黒須 博   | 横浜市旭区東希望が丘189番地             | 同                       |
| 330  | 株式会社アステム        | 鬼塚 舜 次 | 東京都中央区日本橋堀留町一丁目2番10号        | 同                       |
| 331  | 株式会社日本工業所       | 佐藤 拓   | 横浜市南区六ツ川二丁目10番地13           | 同                       |
| 332  | さくら設備工業株式会社     | 河内 圭二郎 | 横浜市神奈川区菅田町923番地             | 同                       |
| 333  | 株式会社コウセイ        | 國光 伸 之 | 横浜市戸塚区上倉田町1577番地2           | 同                       |
| 334  | 建装工業株式会社        | 高橋 修 身 | 東京都港区西新橋三丁目11番1号            | 同                       |
| 335  | 株式会社テクノス三和      | 中村 豊   | 大和市渋谷五丁目18番地1               | 同                       |
| 337  | 株式会社イースマイル      | 島村 禮 孝 | 大阪府大阪市中央区瓦屋町三丁目7番3号イースマイルビル | 同                       |
| 339  | 東京ガスエネットワーク株式会社 | 小菅 大 輔 | 横浜市中区花咲町二丁目68番地             | 同                       |
| 340  | 株式会社金沢商会        | 金澤 敏 行 | 鎌倉市長谷一丁目11番14号              | 同                       |
| 343  | 株式会社ライフ         | 岩本 聖 二 | 横浜市旭区笹野台四丁目65番16号           | 同                       |
| 348  | 株式会社原岡設備工業      | 原岡 誠   | 横浜市泉区上飯田町250番地の4            | 同                       |
| 352  | エバーリンクス株式会社     | 松本 英 隆 | 大阪府大阪市西区南堀江四丁目17番18号        | 同                       |

|     |                    |           |                                     |   |
|-----|--------------------|-----------|-------------------------------------|---|
| 353 | 株式会社漸進             | 石 井 貞 嘉   | 横浜市南区西中町二丁目36番地                     | 同 |
| 356 | 株式会社ジャパンリフォーム      | 多 田 博 明   | 東京都新宿区新宿一丁目17番3号                    | 同 |
| 366 | テラルテクノサービス株式会社     | 菅 田 博 之   | 広島県福山市御幸町大字森脇 230 番地                | 同 |
| 367 | 有限会社皆川興行           | 皆 川 五 百 城 | 横浜市保土ヶ谷区常盤台61番55号<br>皆川興行ビル2階       | 同 |
| 368 | 有限会社信設計事務所         | 田 原 潔     | 横浜市泉区下和泉二丁目26番10号                   | 同 |
| 370 | 加藤設備               | 加 藤 恭 貴   | 三浦市初声町高円坊1625番地2                    | 同 |
| 372 | 有限会社渡辺工業           | 渡 邊 昌 宏   | 川崎市高津区上作延 906 番地20                  | 同 |
| 375 | 有限会社一由設備           | 伊 東 利 之   | 横浜市南区井土ヶ谷上町21番11号                   | 同 |
| 376 | 株式会社オアシスソリューション    | 小 川 隆 玄   | 東京都豊島区池袋二丁目23番21号                   | 同 |
| 377 | いずみテクノス株式会社        | 中 島 隆     | 東京都杉並区上荻二丁目19番17号                   | 同 |
| 379 | アイカワ設備             | 相 川 竜 一   | 横須賀市久里浜3丁目17番8号                     | 同 |
| 381 | 株式会社三石設備コンサルタント    | 木 幡 泰 治   | 横浜市青葉区つつじが丘7番地12                    | 同 |
| 382 | 有限会社日本配管サービス       | 大 畑 光 弘   | 座間市小松原二丁目11番22号                     | 同 |
| 385 | 横須賀水道工事協同組合        | 荻 山 秀 樹   | 横須賀市平成町二丁目1番地                       | 同 |
| 386 | 株式会社オサダ管工          | 長 田 一 彦   | 横浜市瀬谷区阿久和西四丁目32番地2                  | 同 |
| 391 | 株式会社ライフ・コア横浜       | 木 村 正 司   | 横浜市港南区下永谷二丁目26番10号                  | 同 |
| 395 | 株式会社ウォーターワークス      | 長 島 政 幸   | 横須賀市太田和三丁目5番7号                      | 同 |
| 399 | 株式会社青木管工           | 青 木 和 征   | 横須賀市野比一丁目40番11号                     | 同 |
| 400 | サカキ設計              | 榎 圭 一     | 藤沢市渡内3丁目9番19号                       | 同 |
| 401 | 株式会社ジェイエアメンティーハウス  | 今 井 洋 一   | 平塚市八重咲町3番3号                         | 同 |
| 403 | 株式会社新設             | 鈴 木 和 寛   | 横浜市泉区下飯田町771番地3                     | 同 |
| 405 | 株式会社荏荏製作所          | 浅 見 正 男   | 東京都大田区羽田旭町11番1号                     | 同 |
| 406 | 株式会社昂              | 清 水 克 彦   | 横浜市戸塚区平戸一丁目13番28号                   | 同 |
| 411 | 有限会社米山設備           | 米 山 政 美   | 横浜市泉区上飯田町3811番地5                    | 同 |
| 415 | 神中工業株式会社           | 石 田 隆     | 横浜市南区井土ヶ谷下町18番地                     | 同 |
| 416 | 株式会社三和下水道管理        | 内 田 竜 文   | 横浜市旭区二俣川二丁目50番地14<br>コブレ二俣川オフィス1109 | 同 |
| 418 | 安田設備工業株式会社         | 安 田 仁     | 横須賀市長坂四丁目20番21-3号                   | 同 |
| 419 | 有限会社齋藤工事           | 斎 藤 秀 貴   | 横浜市瀬谷区下瀬谷二丁目7番地の5                   | 同 |
| 422 | 株式会社総和プラント         | 鶴 谷 良 成   | 東京都文京区小日向四丁目5番16号<br>ツインヒルズ茗荷谷3階    | 同 |
| 423 | 木村工業               | 木 村 巖 二   | 三浦市初声町和田3079番地23                    | 同 |
| 424 | カンパネ株式会社           | 鳥 山 重 之   | 東京都墨田区石原一丁目26番1号                    | 同 |
| 425 | 有限会社ウォーターワークスオプライフ | 桑 山 順 也   | 横須賀市佐島の丘一丁目5番6号                     | 同 |
| 427 | 横浜建設株式会社           | 須 藤 剛     | 横浜市栄区小菅ヶ谷四丁目26番11号                  | 同 |

横須賀市上下水道局告示第42号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第

2条の規定に基づき、令和10年3月31日まで次に掲げる工事店を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和5年10月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号  | 工 事 店 名   | 代表者名    | 所 在 地              | 指定年月日     |
|-------|-----------|---------|--------------------|-----------|
| 須 431 | 株式会社総栄    | 上 原 総 栄 | 茅ヶ崎市堤1628番地        | 令和5年10月2日 |
| 須 432 | ショウエイ設備工業 | 松 原 英 生 | 横須賀市金谷2丁目12番1-406号 | 令和5年10月4日 |

### 議 会 規 則

横須賀市議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年10月10日 (令和5年10月10日 掲 示 済)

横須賀市議会議長 大野 忠 之

横須賀市議会傍聴規則の一部を改正する規則

横須賀市議会傍聴規則(平成14年12月20日制定)の一部を次のように改正する。

第12条第7号を次のように改める。

(7) 電子機器等については、会議等の傍聴以外の目的で使用せず、かつ、音、光等を発しない措置を講じて、会議等を妨げるような使用をしないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 議 会 規 程

横須賀市議会議員の請負の状況の公表に関する規程を次のように定める。

令和5年10月10日 (令和5年10月10日 掲 示 済)

横須賀市議会議長 大野 忠 之

横須賀市議会議員の請負の状況の公表に関する規程

程

(目的)

第1条 この規程は、横須賀市議会議員(以下「議員」という。)が本市に対し請負(地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。)をすする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表することにより、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者にあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度(議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。)における本市に対する請負(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、請負状況等報告書(第1号様式)により次に掲げる事項を議長に報告するものとする。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 契約締結日

イ 請負の対象とする役務、物件等

ウ 契約金額(契約金額が定められているものに限る。)

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定により報告した事項を訂正しようとするときは、訂正届(第2号様式)により訂正事項を議長に届け出るものとする。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告(同条第2項の規定による訂正事項の届出があつた場合)あつては、訂正後

の報告をいう。)の一覧を作成し、公表するものとする。  
2 議長は、前項の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残すものとする。

(報告等の保存)

第4条 第2条第1項の規定により提出された請負状況等報告書及び同条第2項の規定により提出された訂正届は、議長において、同条第1項に規定する報告をすべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

(期限の特例)

第5条 第2条第1項に規定する請負状況等報告書の報告期限が、休日を定める条例(平成元年横須賀市条例第10号)第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

第1号様式(第2条第1項関係)

年 月 日

(あて先) 横須賀市議会議長

横須賀市議会議員

請負状況等報告書

| 契約締結日 | 対象とする役務、物件等 | 契約金額(円)<br>(単価契約である場合は、その旨) | 前年度(会計年度)に支払を受けた額(円) |
|-------|-------------|-----------------------------|----------------------|
|       |             |                             |                      |
|       |             |                             |                      |
|       |             |                             |                      |
|       |             |                             |                      |
|       |             |                             |                      |
|       |             |                             |                      |
|       |             |                             |                      |
|       |             |                             |                      |
|       |             |                             |                      |
|       |             |                             |                      |

支払を受けた総額 円

(注) 契約金額及び支払を受けた額は、消費税及び地方消費税込みの額を記入

第2号様式（第2条第2項関係）

年 月 日

（あて先）横須賀市議会議長

横須賀市議会議員 \_\_\_\_\_

訂正届

横須賀市議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり報告事項を訂正します。

1 訂正箇所

2 訂正理由

**正 誤**

令和5年5月10日付け横須賀市報第1863号 15138 ページ左欄下から2行目中「81度41分44秒4.95メートル」は「81度41分41秒4.95メートル」の、同欄下から1行目中「115度27分23秒3.15メートル」は「115度27分31秒3.15メートル」のいずれも誤り